

議案第 6 5 号

尾張農業共済事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、尾張農業共済事務組合同規約（平成 1 5 年 2 月 1 2 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日提出

大 口 町 長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、平成 2 4 年 1 月 4 日に愛知郡長久手町が市制を施行することに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

尾張農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

尾張農業共済事務組合同規約（平成15年2月12日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

第2条及び第8条第3項第1号中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改める。

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

尾張農業共済事務組合規約の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、<u>長久手市、東郷町</u>、豊山町、大口町及び扶桑町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。</p> <p>(執行機関の組織及び選任)</p> <p>第8条 1及び2 略</p> <p>3 副管理者は、次に掲げる各区(管理者の属する市町に係る区を除く。)ごとに、それぞれの市町の長の互選により選出された者をもって充てる。</p> <p>(1) 第1区 豊明市、日進市、<u>長久手市、東郷町</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、<u>東郷町、長久手町</u>、豊山町、大口町及び扶桑町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。</p> <p>(執行機関の組織及び選任)</p> <p>第8条 1及び2 略</p> <p>3 副管理者は、次に掲げる各区(管理者の属する市町に係る区を除く。)ごとに、それぞれの市町の長の互選により選出された者をもって充てる。</p> <p>(1) 第1区 豊明市、日進市、<u>東郷町、長久手町</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>